

平成28年第12回

教育委員会定例会会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成28年10月20日（木）午前9時30分
2. 開 会 平成28年10月20日（木）午前9時30分
3. 閉 会 平成28年10月20日（木）午前11時25分

4. 出席委員 八木 隆夫教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
中井 保 委員
森脇 正子委員
亥埜 誠治委員

5. 事務局 松下 篤志教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・
松川 剛生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育部付部長兼学
校規模適正化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長・古賀 伸
一生涯学習推進部次長兼青少年育成課長・高崎 育学校教育部次
長兼指導課長・久保 昌司学校管理課長・真鍋 成史社会教育課
長・寺本 憲昭給食センター所長・末松 肇図書館長・川村 光
子 図書館課長・福田 道正図書館課長代理・後藤 秀也総務室
課長

6. 議事日程

- | | |
|-------------|---|
| 日程 1 | 会議録署名委員指名 |
| 日程 2 | 会議時間決定 |
| 日程 3 報告第16号 | 教育長職務代理者の指名について |
| 日程 4 議案第17号 | 教育長の報告について |
| 日程 5 議案第38号 | 学校教育審議会委員の委嘱について |
| 日程 6 議案第39号 | 交野市教育委員会会議規則の一部改
正について |
| 日程 7 議案第40号 | 交野市立青年の家条例の一部改正に
対する意見を市長に申し出ること
について |

- 日程 8 議案第41号 交野市立青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程 9 議案第42号 交野市立児童センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程10 議案第43号 交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程11 議案第44号 交野市星田西体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程12 議案第45号 交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程13 議案第46号 教育財産の取得の申出について

7. 議事内容

後藤課長 皆さんおはようございます。会議に先立ちまして、先月9月議会にて同意をいただき、10月14日付で教育委員に任命されました。尾崎委員に一言ご挨拶を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

尾崎委員 改めまして、おはようございます。
10月14日付をもちまして教育委員を拝命致しました、尾崎靖二でございます。
わたくしは、38年間教員として勤めさせていただきまして、その間5年間教育委員の指導主事として、11年間校長職として勤めさせていただいて、無事退職させていただいたわけでございますけれども、その後も交野市教育センター、プール学院大学、そして現任の甲南女子大学ということで、教育一筋に43年間勤めてまいりました。

一定の教育的知見はもっているものと自負しているところではございますが、教育委員としては初任でございます。

どうぞ諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りまして、よろしく願いいたします。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

後藤課長 ありがとうございました。

八木教育長 それでは只今より、平成28年第12回教育委員会定例会議を開催したいと思えます。開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

後藤課長 はい、本日の出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。

以上、報告を終わります。

八木教育長 それでは、只今から平成28年第12回教育委員会定例会議を始めさせていただきます。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従って進めたいと思えます。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 ご異議ありませんので、亥埜委員宜しく願いいたします。

亥埜委員 はい。

八木教育長 次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。会議時間の決定につきましても教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 はい。ご異議ありませんでしたので、只今より午前11時30分までといたします。

続きまして、日程3 報告第16号「教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。教育長職務代理者の指名につきましては、地教行法第13条第2項に、「教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行う」とありますことから、尾崎委員を指名したいと思います。

尾崎委員よろしくお願いいいたします。

尾崎委員 ただ今、教育長の方からご指名をいただきましたが、教育長職務代理者というのは、いざというときに教育長の職務全般、特に事務的な職務全般をみななくてはならないとなっております。

ところが、教育委員は服務上非常勤ということでございますので、なかなかそのようなこと全般、事務全般について、日々指揮監督するというのは、現実的には難しいところがございます。

そういったことで、交野の教育に滞りと申しますか、そのようなことはあってはならないと思いますので、そこでお願いがございます。

従前は、教育長に事故あるときは職務を教育次長が代行されたと認識しております。

また前任の教育長職務代理者におかれましても、職務全般の中の事務に関わる部分は、教育次長に委任されておられたと承って

おりますので、そのようなことが可能でありましたら、ぜひ教育次長に私の職務のうち事務に関わる日々そういったことにつきましての職務を委任させていただければ、と思いますが、いかがでしょうか？

松下教育次長 了承させていただきますので、よろしくお願いいたします。

尾崎委員 それでしたら、お受けさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

八木教育長 尾崎委員よろしくお願いいたします。

続きまして、日程4 報告第17号「教育長の報告について」を議題といたします。

まずは、報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」の事務局より説明をお願いいたします。

久保課長 はい。それでは、報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」ご報告させていただきます。

まず、1件目でございますが、申請者は交野市中学校文化連盟会長、この会長というのが第一中学校の校長先生でございます。使用日時といたしましては、10月23日（日）午前9時～午後5時までとなっております。

使用施設といたしましては私市小学校校舎前の駐車場スペースで、目的といたしましては中学校合同文化祭に伴う駐車場として使用される予定となっております。

続きまして、2件目でございますが、申請者は黒田市長でございます。使用日時といたしましては、10月29日（土）午後

1時～午後4時まで、翌日の30日（日）午前8時～午後1時までとなっております。使用施設といたしましては、私市小学校のグラウンド、体育館、校舎前駐車スペースでございます。使用目的といたしましては、私市山手地区自主防災会の避難所、運営訓練を実施される予定となっております。

以上の2点について申請内容を確認の上、許可しております。

報告は以上でございます。

八木教育長 はい。説明は終わりました。2件ありましたが、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか？

よろしいでしょうか？

一つ目は俗にいう中文連、二つ目は私市の地域防災の訓練です。

そういうことでよろしく申し上げます。質疑なしと認めます。

つぎに、報告事項2「平成28年第3回議会定例会一般質問及び答弁要旨について」事前に資料をお配りさせていただいておりますので、時間の都合上説明は省略させていただきまして、質疑などがございましたら受けたいと思います。

質疑はありませんか？

亥埜委員 「地域マネジメントについて」ですが、「ラグビーワールドカップ」とか、これはほとんど関わらないという解釈でよろしいですか？

松川部長 一応検討した結果、本市では難しいかなと。

八木教育長 他に質疑はございませんか？
よろしいでしょうか？

中井委員 小中一貫についてずっと議論されているかと思いますが、我々
とすれば北田部長の方から、仮称「ユニコーン科」の説明を受け
たわけなんです、教育委員会として基本的な方針ですよ？

それで、この間の説明で終わりなのか、スケジュールリングを含
めて具体策を小中一貫計画という一つの形として検討する機会
があるのか、それとも、あれをもってもうすでに小中一貫を実務
レベルで進めていくのか。

その辺を教育長、お聞かせいただきたいです。

八木教育長 当然、この前審議会にかかって、一応正式な議題、方針がまと
まりつつあります。審議項目についてはですね。

内容をご存知のとおり通学距離や学校規模ということ、一回
目で審議してもらって、具体的な話はまだしていませんけども、
大枠を決めたというところまでは聞いているわけです。

それで、その中にも一貫校の話は出てくるわけですが、当然一
貫校の話もあれでおしまい、というわけではなくて、いままさに
北田部長の方でも色んなことを計画していると思います。

中井委員 いえ、審議会というのは、適正化の審議会は、適正化の審議に
ついてお願いしているわけですよ。それと小中一貫というの
は、ちょっと違うような気がしますけども。

八木教育長 違うんですけども、その中にも一貫校の話がいずれ出てくるだ
ろうと、大体推測出来るところですので。一貫校というか一貫教
育ですね。

中井委員 一貫教育ですね。

北田部長 よろしいですか？

仰っていることはよくわかるんですが、これまでも教育委員の
みなさんが平成24年に呉に行かれた後も、小中一貫教育と仰っ

ておりまして、交野市の学校教育ビジョンにも小中連携を一層進めるといふ文言がございますし、教育大綱の方にも小中一貫教育といふ文言をいれてあります。

従いまして、小中一貫教育を進めるといふことにつきまして、既に市長や教育委員会のみなさんにもご了解いただいていると思うんです。

具体的な進め方につきましては、例えば来年度のアクションプラン、また2月か1月の教育委員会にお示しいたしますので、その中でまた検討いただいたら、と思います。

八木教育長 他に質疑はありませんか？

はい、亥埜委員。

亥埜委員 23ページの、北田部長の「プログラミング的思考」を育成するプログラミング教育、をわかりやすく説明してもらえますか？

北田部長 はい、これは中央教育委員会の検討の中でも言われていることなんです、プログラミング教育といふと、パソコンを触って何か教育をしていくとおもわれがちなのですが、それもあつてつ、パソコンをプログラミングする時に、一つ間違つと、うまく動作しない。

つまり論理的に整合性がとれないと結論までいかない、といふことで論理的な思考を養つといふことで、そういうことを中心にプログラミング思考を。

それを養つことの手段の一つとして、パソコンなりでプログラミングするといふ教育をすすめるといふことです。

必ずしもパソコンを使つて云々とは違つて、思考力を高める一つとしてプログラミング、といふ意味で使われております。

亥埜委員 論理的に理路整然といふことですか。

話をちぐはぐにするのではなくて。

北田部長 そうです。はい。プログラミングして動かないように。

亥埜委員 起承転結で話さない、というような。

北田部長 はい。

八木教育長 パソコンの話だけではないんですよ。色んなところでの話の仕方だとか、あるいは、物の考え方というのを理路整然と出来るようにしようよ、ということですよ。

中井委員 それに関連ついてですが。

 2020年からプログラミング教育を、ということで、新聞などで見ていますと非常に現場の先生方が戸惑っておられると。今の亥埜委員のご質問のように。

 基本的には、ある程度のこういう中身だということは、中教審の答申ですか？それとも文部科学省から何か具体的にきているのですか？

北田部長 具体的にはないです。

 ただ、プログラミング科というような「科」ができる訳ではありません。理科や家庭科や、そういう各教科の中でプログラミング的思考を養うような活動を取り入れる、となっていますので。

 仰る通り、教員にしてみたら具体的にどうしたらいいのか、となると思いますので、そういったことも含めて小中一貫教育の中で、プログラミング的思考の育成を助けるような形で、最初はアドバイザーなり補助員なりを入れたいという思いがあって、来年度以降は要望によってしたいなと思っております。

中井委員 小中一貫の話で、一つ疑問があるんですが。

 例えば今のプログラミング教育も、学校長に任せると。やり方

については。

そういったことは、文言は入ってなかったですか？いまのところ、プログラミング教育の進め方については学校長で、ということが非常に現場の先生に混乱を・・・

北田部長 カリキュラムマネジメントということで。校長が。

中井委員 ええ、カリキュラムマネジメントで校長が決める。その辺の、校長が進めるということであれば、これは基本的には2020年から小中一貫対象の学校だけではなくて、いわゆる交野市内の全学校対象ということになりますね？

先ほど「小中一貫の中でこれを限定していく」と仰いましたが、小中一貫対象外の学校もあるわけで、従来通りの「6-3制」で進めていく校区もある中で、その中でプログラミングも含めて小中一貫の進め方、それとそれ以外の学校の進め方との中で、きちりやっていないと、今も「小中一貫の中で」とプログラミングの指導員がどうこうだと話になりましたが、私の懸念は小中一貫であれば、象徴的な授業なのでそういう進め方も、一点突破型となるでしょうが、一点突破型ではなくて、基本的なプログラミングも含めて、2020年から全校区的に全生徒が享受すると。

その辺のことは当然考えていると、考えていいんですね？

北田部長 「小中一貫校をつくる」ということと、「小中一貫教育」は違うということは、前回申し上げたように、4つの中学校区がありますので、4つの全ての中学校区で「小中一貫教育」を9年間のカリキュラム編成なども含めて、平成32年度から「小中一貫教育」をするということは決めていることです。

それと「小中一貫校」とは別物です。今回のプログラミングもそうですし、英語もそうですし、言語活用能力の向上もそうですけども、それを小学校、中学校だけでは成果も出ないということで、「言語活用能力の向上」「英語」「プログラミング的思考の

育成」を小中一貫教育の中でやっていきましょう、ということですので、小中一貫校がもし出来るとしても、一貫校ができるであろう校区だけを特別するだけではなくて、4つの中学を全て「小中一貫教育」の一つとして、「プログラミング」「英語」「言語活用能力の向上」を計るためですので、特段この校区だけ、というものではないです。

同じような形で、子ども達の力が育成できるように。ただそれを「小中一貫教育」が平成32年度に小学校の学習指導要領が全面改訂になって実施されますので、それに併せてするという事で、準備をするときには4つの中学はどこも同じようなかたちでさせていただきます。

中井委員 わかりました。

それと、基本的には、「一体型の小中一貫」と「分離型」とかあるわけで、もっとゆるやかな小中一貫、いわゆるカリキュラムを含めて。

小中一貫を全校区でやるというのはわかったのですが、その中でスケジューリング的に2020年をもって、小中一貫システムを考え方の中で、「プログラミング」とか「アクティブラーニング」とか、「英語」とか全てを小中一貫の考えの中でそれを進めていくということでもいいんですか？

北田部長 はい。

中井委員 大変ですね、それは。

ということは小中一貫を別にしても、プログラミングだけでも、非常に悩ましいところがたくさんあるのに。

だからこそ、どう進めていくかは具体的に・・・。

北田部長 それは8月に申しあげましたように、モデル中学校区を指定しまして、そこで検討をして広めていくことで、平成29、30、

31の3年間で課題なり成果なりを検証していくことを、一つの方法として考えておりますし、学校の教員の負担をこれ以上増やせませんので。少しでも人材的なものを学校に支援出来るか、ということも含めて、この29、30、31の3年間で準備を進めたいなという風に考えております。

八木教育長 今の件ですけど、今の市長から教育長をして欲しいと言われた時に、市長が最初に言ったのが「一貫教育」と言ったのか「一貫校」と言ったのか、その辺りは覚えてないが、とにかくそういうことを市長に言われました。最初にね。

その時に市長に言ったのが、一貫校だとしたら一度に全部できる訳じゃないと思うから、時間差ができますよね。この時にこれにならなかった学校や校区が「置いてけぼり感」が生じるようなことはしたくないですね。それは市長よろしいですね？と聞いたら、「はい」と言いましたから。

ということは、いま北田部長が言ったように「一貫教育」をするのであって、一貫校は当然先にどこか出来るわけですから、一度には出来ずに時間差で出来ますから、その時に他の学校もカリキュラムの内容としては、大変だとは思いますが、遜色のない一貫教育をしたい、という願いはしました。

中井委員 基本的には、結局その為に予算的な処置を市長の同意を求めないといけないと。どう一貫教育を進めるか、というのは基本的には事務局を含めて教育委員会の話ですから、きちりとした進め方のかたちをつくっていかないといけないと。適正化の中で、小中一貫の話が出てくると。また一番最初の話に戻って行って、適正化の中で学校の集約の中での、小中一貫だということが顕著に取り上げられる傾向があるように思われます。そうではなくて、基本的には教育成果を含めての小中一貫をベースにして、その中で適正化の小中一貫だと。そういう風な考え方でいいんですね？

北田部長 これは、議員の答弁に対する我々のお答えにもありますように、「小中一貫校」と「小中一貫教育」は別物ですので、学校規模の適正化などは進めていかないといけませんが、「小中一貫校をつくる」ということと、「小中一貫教育をすすめる」ということは別物です、と議員の答弁にもお答えしております。

大湾部長 そこは適正配置を考える上で、小中一貫教育を進めていく中で、小中一貫教育を進めるにはどういう学校の体制がふさわしいのか、大きな一つのファクターになってくると思います。

森脇委員 質問なのですが、確認なのですが。
小中一貫をする時に、私達は教育の専門ではないので、素人考えで組織作りですよね。
一つの組織作りと考えたときに9年間、今まででしたら、小学校の校長先生と中学校の校長先生がバラバラだった。協力しているという形から本当に一貫校ということになると、リーダーが一人になるわけです。この前仰ってたように。
9年間の校長というかリーダーを決めるときに、リーダー育成というのが必要になってくるわけですよね。一貫校になるときに、その人材の育成が一番大切だとお考えですか？

北田部長 管理職ですか？

森脇委員 いえ、違います。組織をつくる時には、人材が、組織作りが大切だという考えの中で、その順番にやっていくと前から仰ってますが、モデル校作りを仰ってますが、モデル校作りが一校出来たとしても、あと4校同時にやっていこうとしたら、当然4校のリーダーが必要になってくるというわけですよね。
リーダーが、例えばコロコロ変わるような今の状況ではダメだと考えておられると思うのですが、その辺のところとか、根本的な根源的な話になると、組織作りの根源的なところはそこになる

のかな、と。素人考えながら思います。一般論として。

だから、そこをどうするのかと。モデル校をされるときに、勿論同時進行で考えていかれると思うのですが、その教育体制が交野市として交野の子どもの教育の平等化と仰ってましたけど、それをする時にそのリーダーの方向性というか、それぞれ違ったとしても共通認識というものがきちりあった上で進めていかないとバラバラになってしまうと思うので、そこをどのくらいの期間でどういう組織作りをして、どういう人材を当てはめていくのか、どういう選び方をして、その任期がどのくらいになって、とかが私は一番大切だとおもっているのですが。どうですか？

北田部長

教員組織作り、一般的な教員組織作りを申し上げますと、これまでの小中連携、各中学校区の小中連携もさまざまなことをしております。やっている個別のことをみると、その市町村で小中一貫です、と言っていることも交野市では小中連携という名前でさせてもらっていますけども、それは各中学校、各小学校に小中学校担当教員がおりまして、教員たちが集まってこういう活動しようかとしておりますので、教員の中にも小学校だけ、中学校だけ、ではこれからいけないという意識はあります。

それをまとめているのは校長なので、校長も小中9年間で子ども達を教育しないといけない、という意識は強いと思います。

あと、小中一貫教育を進めないといけないとなったときに、9年間のカリキュラム作りですとか、あるいは、小学校中学校で違う決まりをどうするのか、保護者をどう意識付けするのかは、教育委員会の色々な施策もありますし、学校の活動もありますけども、その辺の意識づくりというのは、校長も高い意識をもっておりますし、最後に協議会でもご案内しますが、12月には全教職員を集めて小中一貫教育の研修もさせていただきます。

11月には3年目になりますが、交野市の小中学校の昼からの授業をカットして、一つの中学校区の授業をよその教員がみにいく、そのあと交流ホールで全体の研修会をするというかたちで、

小中が一緒になって教育していく、という意識作りをしておりません。

あとは、どういう管理職を当てはめるか、管理職にどう意識作りをさせるかは、我々事務局側の取り組みだと思います。

森脇委員

それが同時進行でやっていかないと、平成32年で同時にやっていくわけですね。その辺のところは、早め早めにこういう方向性、具体的に人材育成にしてもやり方にしても、しくみ作りというのは提示していただければわかりやすい。

それだったらわかりやすいとか、それだったら出来るだろうな、とか、そこで感じられることですので。

北田部長

今年は、PTAの方にも協力してもらって、小学校中学校のPTAの保護者で9年間の目標作りですかね、小学校中学校を卒業する時に、義務教育が終わるときに、こんな子どもになって欲しいな、その為には保護者としてどういうことをしないといけないか、という目標作りをしてもらっています。

教員は教員で、9年間子ども達をどんな風にしたいか、という目標作り。

子どもは子どもで、児童会生徒会で、自分たちは9年間でこんな風になりたい、という目標のリーフレット作りを準備しておりますので、そういった意味では子ども・教員・保護者も義務教育の9年間の取り組みが大事だと意識してもらおうということはしております。

森脇委員

リーダーの在り方とか考え方、今のプロの人たちの学校教育に対して質が変わると思うので、この質の転換をどう活用して飛躍的に、いいことがどれだけあって、どう進化していくために、イメージがしっかりあって、じゃあそのために具体的にどういうこと、とか。

ごめんなさい、わたしが一つ危惧するのは、フリースペースひ

とつにしても、交野全部同時にできない、同時に子ども達に平等にサービスができない状況があって、そこに色々と理由がつけられるわけなので、そういうことにならないようにしていかないといけないと思います。

八木教育長 はい、亥埜委員

亥埜委員 それに関連付けてなのですが、「小中一貫」プラス「チーム学校」について話されていましたが、小中一貫とチーム学校となると9年間になるわけで、今までだったら、低学年・高学年・中学と、3年・3年・3年というように3分割の考え方も出来たのですが、今は小学校中学校の校長先生の再任用とかで、リーダーという人の人材が再任用とかで補足されているところもあって。

チーム学校というと、人事異動ですよ、野球でいうとトレードですよ。以前も北田部長の話で、だんだんそういうのが難しくなってくる。例えば、ピッチャーとピッチャーでトレード出来たらいいのだけれど、一つの学校にピッチャーばかりになったり、キャッチャーばかりになったり。そういうバランスも考えて、チーム学校作りをしていかないといけない。

今、なにか縛りがありますよね、学校で。先生なんかは一つの学校で6年までとか。新任の先生は何年までとか。それが今度、9年間とか長くなってくるので、例えば校長先生の定年を60歳から65歳にするとか。そういうことも必要になってくるのではないかと思います。その辺は今後どう考えていますか？

北田部長 その辺は我々、市の事務局がなかなか・・・

中井委員 この答弁は、教育長の方がいいんじゃないですか？

八木教育長 今、北田部長が言いかけましたけれど、府の方ですのでね、教職員の人事的な部分については。基本的には。

ただ、色んなやり方として例えば60歳の定年が変わらなかった場合、再任用で残ってくださる場合は、それを見越した人事をすでに始めています。

普通はあんまり具体的に言ってもは良くないんですが、あと定年まで動かずにやめようと、でもその後のことを考えるとここで動かしてもいいかな、と現実的にも再任用制度があるという前提でやっていますので。

ただ子どもの方は9年間でやっていますが、校長の方は9年間というのは、なかなか大変な話で、9年間一切変えるなというのはまず無理。子どもの一人が9年間であり、順繰りにまわるわけですから永遠に校長が変わらなくなってしまうわけで・・・

それはある一定の時期で変わるということです。実際の人事上の技術的な問題もあろうかと思えます。

亥埜委員

そこで心配されるので、先ほど言っていたように、ある程度校長先生に委ねるといえることがあると思うのです。それが校長が変わって、少しでも方針が変われば付いていくほうも大変なのではないか、という危惧だけです。

やっぱりリーダーが変わると、やりやすかったものがやりにくくなったり。そこでちょっとおかしくなったら、小中一貫したデメリットが出てくる。9年間してデメリットが出てくるのでは・・・

八木教育長

だから、あの、私が教育長になって何年振りかに戻ってきて感じた感覚なんですけど、実はこの後の議案に出てくるのですが、藤丸先生なのですが、彼と僕は交野市で校種間移動、小学校から中学校に変わった第一号。彼も第一号なんです。小学校の先生が中学校の先生に変わった。市内で校種を変えるという。当時はそれでニュースになりました。しかし今はニュースにならない。

そういうことを交野市でやった第一号なので言われたんです。全国ではなく市内のニュースですよ。そのころではかなり変わった話だったわけです。小学校の先生がある日から中学校の先生に

なるというのは。

最近は、採用試験の段階で小中どちらでもいけるという人を採用する。これは将来の一貫教育を見据えた配置換えを出来るように大阪府の方も考えているわけです。

そういう風になっていますし、感じたことといえば、僕らが校種間移動したのはかなり変わった話だったのが、この頃の学校をみてみますと、あまり違和感がなく、軽い感じで小学校で授業してきますとか、中学校で授業してきますとか、けっこう気軽に先生達がされているので、その辺はだいぶ意識が変わってきているなあと思います。

ですから、管理職の方も例えば、私もそうですし、今一階にいる玉田先生も、小中両方の校長を経験している校長も増えてきていますので、そうしますと、小学校も1～6年で随分差があるんですが、さらに中学校の3年なんて随分差があるんですが、それを両方みた、教諭としてみた、校長としてみたという人が増えてきましたので、ちょっと前に比べると違和感がなくすっといくような気がします。そんな風に先生達の意識も変わってきているなあと思います。

中井委員 関連でよろしいですか？

八木教育長 どうぞ。

中井委員 議員の方が質問されたということで、よく勉強していただいているなど。この「チーム学校」というのは中教審の答申の中で出てきているんですよね？したがって、まだ具体的には文科省の施策としては出てきていないが、こういう考え方で教育を進めようという理解で教育長いいんですよね？

八木教育長 そうでしょうね。

中井委員 そういうことですよ。

したがって、「チーム学校」というのは基本的なベースは、どういふところから「チーム学校」という考え方がきているのでしょうか？

というのは、私は校長のリーダーシップの強化という意味合いではないように理解しているんですけど。

八木教育長 どうなんでしょうね、僕がこの中教審の答申を出した訳ではないので・・・あれですけども。

中井委員 それはそうでしょうけど、結局これは中教審の答申・・・ここにも教育長答弁されていますが、チームとして学校の在り方、今後の改善策について、とありますが、校長のリーダーシップのものと、と書いてありますが、校長のリーダーシップの強化じゃなくていわゆる、中教審の答申案をみると、先生だけではどうしようもないと、民間の力も含めていろんな力も含めてやっていく、これはそういう基本的な考え方で、友井議員も交野市がどのような対応をしているか、という質問をされているんですよ。

チーム学校が先生だけではなく、教育長が作ったわけではないと仰ってますが、きちりと答弁されているので、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・ピアサポーター、色んな専門の人が学校組織に参画して学校の運営をやっていこうという考え方ですよ、これは。

八木教育長 そうですよ。

中井委員 それに対して、教育施策として我々は外部の力を導入。基本的には教育計画の、やっぱり地域との絆作りの一環ですよ。学校だけではどうしようもないと。こういう流れの中で、これを読み解いていくと、これに伴って地域が学校にどう参画して、学校が地域にどういふメリット、利益を与えるか、この基本的な部分が

あると思うんです。従って、校長のリーダーシップとか先生の人事異動の問題ではなく、いわゆる学校の多様な課題を学校の先生だけで解決するのではなく、外部人材も入ったチームで解決していく、ということで、交野市の教育委員会としてどういう体制をしていくのか、が問題だと思いますが。

教育長、いかがでしょう？

八木教育長

それはそうですよ。そうだと思いますよ。

学校だけでは抱えきれない問題もたくさん起こっていますし。この前も、ある中学校の校長先生と話をしたんですが、中井委員も若干関係あるかもしれませんが、音楽の演奏会で一中なんです、保護司会、保護司の更生保護大会というのがあって、枚方、交野の保護司さんが集まる更正保護大会が今年は交野であって、1年毎に交代ですのですが、その時に1中のブラスバンドの子たちがアトラクションというか、最初の開会の前に演奏をしたのですが、その時の曲目が「演歌メドレー」で、とても喜ばれました。

なんせ保護司さんで年齢が高めなんで、とても喜ばれました。僕も現役の時、3中の時にブラバンの顧問も少しだけやっていたのですが、その時は外で演奏する時は基本的にはコンクールなどのために練習している曲をやる。新たなものを練習するのは大変なので、今練習しているものをそこでご披露するというパターンが多いのですが、そういう曲は音楽的には良い曲なのかもしれないけれど、聞くほうにしてみれば何のことかわからないものですよ、コンクールの課題曲というものは。

だけども考えてみれば、外出て演奏してみるときに、聞いてくれる人たちの年齢層や構成を考えて、その人たちが喜んでくれるような曲を選ぼうよ、というのは、これは一種の開かれた学校、学校側が開いている開かれた学校。門をあけといて、「どうぞご自由に、お入りください。」というのも開かれた学校ですが、こちら側が学校側が心を開いて、外に向かっていく、というのも開

かれた学校だね、と1中の岸本先生が話してくれて「良いことしてくれたね、ありがとう」と御礼を言ったんです。

その辺りも意識が変わりつつあるんです。で、やっぱり地域との関係を大事にしていこうという意識があるからこそ、そういった発想がうまれているんだろうなと。

だからこそ、チーム学校だって、地域の力も借りるけれども、こちらの力もだしますよ、という良い循環が起こり始めているんだな、と私は感動したんです。まさに、「チーム学校」というものも、当然みなさんの力をお借りしますので、こちらの力も出しますよ、というので地域と一緒に学校が進んでいきましょう、という話だと思います。

中井委員

そういう意味で話が大きくなるのですが、教育委員会の基本的な方針として、やはり平成25年に出している教育基本方針に基づいて、生涯学習も含めて基本的な方針を確認して、その中で地域との絆作りの中で「チーム学校」も出れば、地域との連携の意識もでる。

その前提として自然発生的に学校現場で地域との結びつきが大切だな、と気付くことも大切でしょうが、やはり基本的な方針として地域との結びつきに基づいて教育行政を進めていく、という基本方針の明確化が基本的には大事になるのではないかと。

その辺の所が、チーム学校にも出るでしょうし、今後議論されるであろうコミュニティスクールの問題も延長線上にでると思います。他ではすでに実践もされているわけですから。

事象事象ではなく、基本的な考え方の問題をやっぱりしていくことが大事だと思います。

以上です。

八木教育長

他に質疑はありませんか？

森脇委員

すいません、給食についてなんですが。

15ページなんですが、いつも出てきているところなんですが。

アレルギー対応ですが、いますごく色々取り組みされていて、ここに書いていることで凄くいいなと思うんですが。

アレルギーを起こす原因となる、小麦や卵、牛乳とかなるべく使わないという給食の在り方というのは、すごく良いと思うんです。ただ基本的な考え方として、これはこの商品の、小麦であるとか、卵であるとか、牛乳であるとか、そういうものがアレルギーを起こすからなるべく起こさない、という要するにアレルギーを持っている生徒に合わせてその危険性を少なくするために全体として少なくしていく、という考え方なんですか？

大湾部長 減らすというよりは、アレルギーを持っている子も学校で給食を食べるということに参加することが、とても大切なことだと思うので、そういう機会を少しでも確保する、というスタンスです。

森脇委員 そう書いてありますね。
でも、それだったら、どんどんアレルギーが増えていく可能性がありますよね。じゃあ、その度にその子達に、もっと言えば少数派の人もいますよね。小麦は多いけど、そばは駄目とか。じゃあ、そばを減らそうとか。極論ですよ。

大湾部長 そばなんかは、今はほとんど使ってないです。

森脇委員 あわしているんですね。

大湾部長 だから当然ね、限度はあると思うんですよ。どこまでいってもそれこそ食べるものが無くなりますよね、という話になってしまいますので。そういう話ではなくて栄養面とか考えるなかで、これについては代用のもので大丈夫だろうと、栄養教諭の方が判断されて出来るだけ多くの方に食べてもらえる給食を作ろうとや

っていることですので。際限なくいきますよ、という話ではないかと思います。

森脇委員

考え方でね、こういう考え方もあるんですよ。

ここの文書を読んでいる限りでは、アレルギーのある人も平等にそういう機会を与えないといけないから省きましょう。多いものに関しては。仰った通りだと思うんですけど、同じことをやっても、例えばですよ、見方を変えれば、小麦・牛乳・卵とか食材自体の問題がある。食品添加物と同じような考え方で、それ自体に人間の体にあまりよくないものがある。なので敏感な子が反応する、という考え方もあるんですよ。わかりますか？

大湾部長

それは小麦の中にも良い小麦、悪い小麦があるということですか？

森脇委員

それもあります。

大湾部長

それとも小麦そのものがということですか？

森脇委員

勿論、国産のほうがいいし。だけど、小麦自体の成分の中に、ってこともあります。

見方を変えればそういう考え方もある、ということ、給食センターを統括されている大湾さんも、世の中に多様性があるので、何が良い悪いをここで議論するつもりはありませんが、あるんですよ。だからそういうことも研究していただいて、切り口として省くという考え方が、そのもの自体の性質の中に子ども達にあまり良くないものがあるから省こう、という考え方と全然切り口が違うので。

そういうこともある、ということ、頭の中に置いておいてもらえたら、そういうことも理解してこういうことを進めていくと、他の事も……。例えば添加物の話にしても、食品の安全性を考

えるときに、菌が入って消毒をして消毒をして菌を省いて安全性を高めていく安全性の考え方と、添加物に対するそれはどうなんだ、食に対する安全性がありますよね。添加物に対する安全性の考え方は、ほぼここに上がってきてないのが現状なので。給食センターの考え方としても。

大湾部長 添加物に対する安全性を考えてない？

森脇委員 そうです。言葉としては上がってきてないので、考えてらっしゃるかもしれないですけど。お塩一つにしても、そういうことが言えるし、ということで、そういうことも大湾さんがトップなので頭に置いて考えて貰えたら嬉しいなと。

大湾部長 まあ、アレルギー対応というのも給食センターだけで出来ることではないですし、社会全体でやっていかないといけないと思いますし、そういうことも学びながら。給食センターとして今現状の手に入る食材も限られている部分もございますので、それも含めた中で最善の事をやっております。

森脇委員 わかりますよ。これからの事として、こんな席で言うのもなんですが、リーダーとして頭に入れていただいたら嬉しいなということだけなんです。

大湾部長 了解しました。

森脇委員 ちょっと偏っているような気がしたんです。私からしたら。「食の安全性」という言葉にしても偏っている気がしたので。また、別の機会に。はい。

八木教育長 他に質疑はありませんか？

はい、それでは一般質問に関することはこの程度にとどめさせ

ていただこうと思います。

続きまして、日程5 議案第38号「学校教育審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局より提案理由の説明を願います。

後藤課長

学校教育審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

委嘱者は1名でございます。本日出席していただいております学校教育審議会の学識を有する者から選出されておられました尾崎先生がこの度教育委員にご就任されましたので、その後任者として学識を有するものの枠に就任していただくものであります。

お名前は「藤丸一郎」先生です。先生は現在、大阪成蹊大学教育学部教育学科の准教授でございます。教育に携わる学部にご就任されておられます。現役の准教授です。また、委員の任期につきましては、次の審議会の開催予定日であります、平成28年12月26日から他の委員と同じ任期満了日であります平成30年7月12日までとしております。

以上簡単ではございますが、学校教育審議会委員の委嘱についてのご説明とさせていただきます。

ご承認よろしく願いいたします。

八木教育長

はい、説明は終わりました。

質疑はありますでしょうか？

中井委員

教育学科とありますが、何を教えておられるんですか？

八木教育長

元々は美術の先生ですが、初等教育なので全般だと思います。元々、小学校の免許をもっておられて。

中井委員

大学の先生なので、色々されているということは無いと思うんですが。

尾崎教育長職務代理者 例えばカリキュラムが変わっておりますので、教育実践演習とか、そういう意味で教育長は色々されていると仰ったと。現場経験がある実務科教員という者は多岐に渡って学級経営であるとか、多分携わっておられますが、私が説明するのも変ですが知っているの言わせてもらいますと、専門は美術教育です。図工科についても指導なさってます。それでよろしいでしょうか？

後藤課長 ありがとうございます。

八木教育長 他に質疑ありませんか？

はい、では質疑無しと認めます。

それではお諮りいたします。議案第38号「学校教育審議会委員の委嘱について」は原案のとおり承認してよろしいかお伺いします。

全員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認されました。以上で日程5 議案第38号を終わります。

続きまして日程6 議案第39号「交野市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。事務局より提案理由の説明を願います。

松下教育次長 そうしましたら、「交野市教育委員会会議規則の一部改正について」改正内容のご説明をさせていただきます。

規則の改正案、新旧対照表をご配布させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

教育委員会の会議につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律、第14条、第16条および交野市教育委員会

会議規則で議事運営等について規定がされております。

しかしながら、その教育委員会会議規則で会議を非公開にする場合の議事手続、および非公開にした場合に会議録に記録しない規定がされておりましたので、その分を追加しまして、当該規則の整備を行うものでございます。

それでは具体的な改正内容でございますけれども、まず6条関係では、会議の非公開についての整備を行うものでございます。次に7条関係では、会議の非公開についての議事手続についての規定を追加するものでございます。

最後に21条関係では、会議を非公開にした場合に、その非公開にした部分について会議録に記録しない旨を追加するものでございます。この規則改正につきましての、施行日は公布の日からとさせていただきます。

以上が、「交野市教育委員会会議規則の一部改正について」改正内容の説明でございます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

八木教育長

質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか？よろしいでしょうか？

それでは、質疑無しと認めます。

中井委員

ちょっと待ってください。

後藤課長

すいません、資料の方なのですが、案という形で最後につけさせていただいているのですが、訂正がありましたので、本日お渡しさせていただいているのが、正式なものでございます。申し訳ございませんでした。

八木教育長

一番上の分ですよ？

新旧対照表はみなさんお持ちなんですよ？

後藤課長 はい、申し訳ありません。

中井委員 これは、今回、公開しないとしない場合を除き、公開するという、これがいわゆる公開の案件という、訂正ということですね？

松下教育次長 第6条につきましては、基本的には地教行法第14条第7項では、会議公開するということになっておりますので、それを規則の第6条で規定しまして、7条関係につきましては、会議を非公開にした場合の議事手続きにつきましては、規定されておられませんので、規定した次第でございます。

 第21条につきましては、会議録への記録について非公開にした場合については記録しないという旨を追加したものでございます。

中井委員 会議録の公開までは、積極的には書いてないというものですね？

松下教育次長 会議録の公開については、この規則では規定しておりません。今回の改正は、非公開にした場合については、会議録に記録しないということを追加しました。

中井委員 ということは、しなくてはいけない、という積極的な記載については今回しなかったということですね？

松下教育次長 はい

中井委員 書いてあるからそれは当然のこととして

松下教育次長 はい

中井委員 会議が非公開の会議はいいんでしょうが、いわゆる非公開でな

い会議の中で、個人のプライバシーの問題とか、積極的に公開した場合、出る場合がありますよね？

他の市とかはどう対応してるんですか？

あんまり、みたことがないので。そこまで記載してないので。

なので、今日後に出てくる学力調査の話がありますよね？これは非公開？

後藤課長 それは今日出ないんですよ。前回に出ましたので。

中井委員 今日出ないんですか？

松下教育次長 例えばね、非公開する場合というのが、人事案件の場合につきましても当然非公開になりますので、その案件の部分については関係者以外は退場していただく、ということになります。

議案によって、公開する部分、非公開にする部分は出てくると思います。

中井委員 会議の公開非公開、議事録の公開非公開がずれてくる場合がありますよね？

松下教育次長 いえ、当然公開にした場合については会議録に記載して公開する。会議を非公開にした場合はその部分についても非公開になる。会議の公開と会議録の記載公開の部分はほぼ同じになります。

中井委員 口頭ではわかるんですが、非公開の会議でも議事録には記載されるわけですよね？

従って、非公開にした会議の案件については公開しない、という文章は要らないんですか？ということは、議事録を公開します、という話ですか？

会議の公開非公開の話はしているけども、非公開の会議の記載

された議事録を公開するしないについては、言及してない。なので、公開するということですか？

森脇委員他 そもそも記録しない

松下教育次長 記録しないです。第21条の第2項で記録しない。

中井委員 記録を行わないんですね。なるほど。

松下教育次長 なので、公開しないこととなります。

中井委員 そうしましたら、いわゆる今日は話があるかわからないけれども、公開してない情報ありますよね？それは当然、会議の中で出ますよね。

松下教育次長 はい。

中井委員 ということは、会議に、公開の会議であったら公開の会議の中でいわゆる公表しないデータとか、人名とかが出た場合はどうしてたんですか？

松下教育次長 例えば、情報公開請求された場合、会議とかの会議録を情報公開請求された場合、例えば個人情報が入っている場合については黒塗りで、その部分だけ黒塗りして公開するようにしてます。

中井委員 ただ今回の場合は、情報公開請求ではなくて基本的な議事録が公開されるわけでしょ？してるわけでしょ？もうすでに。

その辺の中で個人名とか、いわゆる公開しない学校毎の成績の問題だとか、そういう問題の対応は考えておく必要があるのではないですか？

そうではなく、いわゆる非公開の人事案件が非公開が記録もさ

れてないけれども、議事録の中でいわゆるプライバシーに関わる問題だとか当然出ますよね。議論の中で。

従来でも、もしその時に傍聴に来られていたら、その前でこの話はしていた。これは？

八木教育長 傍聴はここに書いてあるとおり、退出させるんですよ。

中井委員 いやいや、それは機密会議の場合でしょ。

八木教育長 いえ、途中からそうなった場合、退出させる。それが新の方、新旧対照表の新の方に書いてある。

中井委員 いやいや、退出わかるけど、話の中で人名が出るとか、個人データが出るとか。いわゆる公開してないわけでしょ。

成績の中で、一般的な話をするけれども、あの学校はどのようのとか、当然議論の中で出ますよね。

その対応はどうしたらいいんでしょう？

松下教育次長 個人情報とプライバシーに関しての案件の場合は、非公開ということで、予め退出してもらうことになると思います。

中井委員 そうしましたら、発言者の中から、これはプライバシーとかなのでちょっと非公開の話をします、とかそういうことになりますか？我々が。

松下教育次長 最初からわかっていたら、出てもらんですが。

中井委員 会議そのものをね。

松下教育次長 どうしてもプライバシーとかの関係で発言しなくてはいけない時は、教育長に公開にするか非公開にするか判断してもらいま

す。

中井委員 この分を議事録から削除お願いします。と。

八木教育長 だから、それは議会なんかの、この間もちょっとまずいことを
言ってしまった人がいて、それはちょっと待ってと止めますよ
ね。議長なんかは止めるんですよ。ちょっと待ってと。
その話はここでは止めといてと。

中井委員 議事録から削除お願いしますというのは、議会中継をみていて
もありますよね。
じゃあそういう対応ということですか？

八木教育長 はい、何か他に質疑はありませんか？
それでは質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第39号「交野市教育委員会
会議規則の一部改正について」は原案のとおり承認してよろしい
でしょうか？

全員 はい

八木教育長 はい、異議なしと認めます。
よって本件につきましては原案のとおり承認されました。

以上で、日程6 議案第39号「交野市教育委員会会議規則の
一部改正について」を終わります。

八木教育長 続きまして、日程7に入る前に、日程13「教育財産の取得申
請の申出について」を日程7～日程12に関連してきますので、
先に日程13を議題とさせていただきます。少し順番が飛びます

が、よろしくお願い致します。

事務局、説明を願います。

真鍋課長

それでは、本日お手元の方に議案46号「教育財産の取得の申し出について」と、もう一つ下の方に「寄付申出書」がございますので、その2枚をご覧いただきたいと思います。

議案46号「教育財産の取得の申し出について」ということで、教育財産の取得について、地方教育行政の組織委予備運営に関する法律第28条第2項に規定に基づき、次の通り市長に申し出をしたいので、委員会の承認を求める。

申し出をする財産でございますが、議案書の1. 申し出をする財産の(1)～(6)番に書いてあります。

場所は、武道館であります。所在地の住所は2丁目29-3ですが、地番で申しますと交野市私部2丁目1147番地1、1143番地1、1147番地6、1147番地先ということになっております。

それで、財産区分でございますが、土地は市のものございまして、建物は体育文化協会。申出書にもありますように所有者は一般財団法人交野市体育文化協会でございます。

種類でございますが、昭和56年9月30日に建てられました。鉄筋コンクリート造ルーフイング葺2階建てでございます。

延床面積は、1,273.46㎡でございます。1階910.15㎡、2階363.31㎡

現在の資産額でございますが、体文協の平成27年度の概算目録に基づきまして、期末簿価が173,678,480円となっております。取得予定日が平成29年3月31日ということでございます。

所有者でございますが、一般財団法人交野市体育文化協会です。

取得価格は、寄付でございますので、0円でございます。無料で頂くということでございます。

資料の1ページが、去る10月13日体文協の方より寄付の申出でございます。

申出でございますが、先ほども説明しましたように、地方教育行法の第28条2項に戻りまして、条文は地方公共団体の長は、市長は教育委員会の申出を待って教育財産、教育財産と申しますのは教育委員会が所管する財産でございます、このようなスポーツ施設、学校、そういうものは教育財産というものになっておりまして、教育財産の取得を行うには教育委員会が直接にはできません、財産の取得は市長の職務権限でございますので、市長の方にこの財産をいただけてください、という申出を教育委員会を出していただきたい。

ということで、今回お諮りをさせていただきます。

それでは2ページ目にいっていただきまして、所有権の登記でございます。先ほど説明しましたように、所在地であるとか、構造であるとか、床面積であるとかを書いてあります。

3ページ目の方に所在地ですね、図面上で申しますと、左上にあります、左上のいびつな四角の建物が1143-1、1147-6、1147-1。それで水路の位置が1147-1先となっております。

このような寄付の申出が10月13日でありましたので、本教育委員会でご審議いただきまして、承認いただきましたら市長の方に申出を行いたいと考えております。

また、承認を頂ければですが、後ほど条例案などをご審議いただきまして、それも承認いただければ、市長の方に申出をさせていただきますと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

八木教育長

はい、説明は以上です。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか？

亥埜委員 はい

八木教育長 はい、亥埜委員

亥埜委員 これは、昭和56年9月30日新築ということですけども、この時の出資者は誰になるんですか？体文協で買ったのですか？

松川部長 出資は交野市です。

亥埜委員 交野市だけでいいのですね？

松川部長 財団に出資しています。出資をもって建てられたと。
あと、笹川財団からも一部補助金を貰われたとは聞いております。

亥埜委員 あと、築35年ですよ？計算したら。今、けっこう老朽化が指摘されていると思うのですが、現時点である程度メンテナンスとか必要となってくると思うのですが、メンテナンス費用とか出ていますか？

真鍋課長 はい、添付書類といたしまして、各書類を見ていただいております。その中で貰うにあたりまして、老朽化調査を行うようにということで、どのくらい要るのかを出していただいております。それで、合計色々な修繕費として、まず大規模修繕費の屋根工事ということで3,200万。内装工事その辺りで5,100万。あと内部の設備、給水や排水その辺りで今後2,900万。合計1億超える修繕費用が必要であります。

これは老朽化診断の結果、今日明日中にやらないといけないことでもございませんので、ただ一番屋根がかなり劣化が進んでいるということで、報告は上がってきております。

亥埜委員 それは寄付されたら、どこが出すんですか？
交野市ですか？

真鍋課長 青年の家、他の教育委員会の施設同様にメンテナンス、補修は
予算化をさせていただきます、修理の方は市の方で行っていく
予定でございます。

中井委員 耐震化は済んでいるのですか？

真鍋課長 耐震化も報告は上がってきておりまして、問題はないというこ
とです。

森脇委員 今まで、所有者は体文協だったから、その所有しているわけだ
から、借りていた形になるのですね。

松川部長 土地は市で、その上に建物を建てて運営されていたわけです。

森脇委員 別にそれは何も、お金は無かったのですね？
交野市のものとして使われていたわけですね？

松川部長 武道館はあくまでも体文協の持ち物であって、交野市の持ちで
はなかった、管理自体の収入も体文協のものとして全部処理
されていたということです。

森脇委員 収入はあったのですね？

松川部長 それも体文協の方で経理なされていたと聞いております。

亥埜委員 地代の方はもらっていたんですか？

- 真鍋課長 地代は頂いておりません。
そこは無償で貸与ということで、契約の方をさせていただいて
おります。
- 中井委員 基本的には交野市体育文化協会解散、解散に伴う一つとしてい
いのですね？
- 松川部長 補足させていただきますと、来年の3月31日をもって解散さ
れます。となると、今利用なされている方もいらっしゃいますの
で。
あと、そこから清算法人に移られてどうこうとなっていくんで
すが、利用者のことを考えますと、市がここで取得するのがスポ
ーツ振興などにとって良いだろうという判断でさせていただ
う、というところであります。
- 亥埜委員 体文協が解散となれば、それまで持っていた資産というか財
産、現金はないのですか？
- 松川部長 それは今後4月以降、清算法人に移られて以降、財産について
は最初たぶん市の方に残余財産として帰属されるのでないかと
思います。とりあえず、今市民の利用の為に一応先行的には市の
ものになれば、利用者にはご不便ないという所が一番あります。
- 亥埜委員 お金が市に戻るのであれば、メンテナンス費用に回すこととか
出来ないのですか。
- 松川部長 実際、お金が入ったときには用途は指定されていません。
- 亥埜委員 結局は交野市が出すから、メンテナンスに回るんだろうけど。
ある程度、体文協で直してから残余財産で市に返した方が気持

ち的には、出来るだけのことはして返しましたよとなるのでは。

中井委員 基本的には管理監督は教育委員会でしょうけど。基本的な基金はどのくらい残っているのでしょうか？

 当初1億か2億か3億かで、財団つくっておられると思うんですが。

松川部長 基金としては残ってないというとおかしいのですが、うちの出資金というのは、確か1億超えていると思います。

 ただ、そのお金を使って建てられたとかありますので、今基金とかいうのではありません。

古賀次長 定期預金として1,048万がございます。

中井委員 若干の金利があったように記憶があったから。
そうですか。

古賀次長 現金は定期預金で、武道館は市からの出資金など建てられています。

中井委員 それがいわゆる資産として取得に使われたというわけで、現在、現金で残っているのが1,048万、それが最後の処分のお金ということですね？

古賀次長 基本財産として定期預金化されているのが、1,048万であります。

 あと、交野市から出資されている費用としまして、建物用に幾分かの費用が出ておりますが、それは建築する上での費用でございますので、現在はございません。

 あとは、年間の流動資産として幾らあるかというのは、最終的に出てくるところかと思います。

八木教育長 他に質疑はありませんか？
よろしいでしょうか？
それでは、議案46号については原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 はい

八木教育長 異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり承認されました。以上で日程13 議案第46号「教育財産の取得の申出について」を終わります。

続きまして、日程7 議案第40号「交野市立青年の家条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」から、日程12 議案第45号「交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」までを関連事項による改正のため一括議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

真鍋課長 それではご説明させていただく前に、資料の確認をしていただきたいんですが、先ほどの資料以外に残り6つの資料を用意させていただいております。

一番最初が、「交野市立青年の家条例の一部を改正する条例案」続きまして、「交野市立青年の家条例施行規則の一部を改正する規則案」、3番目といたしまして「交野市立児童センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案」、続きまして「交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則案」、「交野市星田西体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則案」、最後に「交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案」となっております。

なお、「青年の家条例施行規則の一部を改正する規則案」です

が、12月議会で「青年の家条例の一部を改正する条例案」が可決されたのちに、平成29年4月1日より施行したいと考えております。

さて、書類の方はございますでしょうか？

それでは、最初の条例の改正案の方より説明をさせていただきます。2ページ目をご覧くださいと思います。

改正する場所を示しております、第2条の方に下線をひいてあります。名称は青年の家、それで武道館も含めまして今後1階を青年の家とさせていただきますということです。

それで(1)の方ですが、今まで青年の家、こちら教育委員会の所が2丁目29番1号でございますが、そこに武道館が住居表示ですと、29番3号。

それと周りの館、そちらの方が29番5号でございます、今まで5号の記載も追加を併せてさせていただきますと考えております。

第2条(2)でございますが、主な施設ということで前までは、この記載は無かったのでございますが、武道館を頂きますので(1) 体育文化施設、武道館を(2) 武道施設とさせていただきます。

つづきまして、5ページ目をご覧くださいと思います。5ページ目の一番上の方に、第10条3 利用料金は1施設(室)および1設備ごとに、80,000円以内で教育委員会規則に定める区分に従い、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

これは今まで50,000円だったのですが、また後ほど青年の家の方で説明させていただきたいのですが、上限額が70,000円を超える部屋の利用が設定予測されることから、80,000円以内という規則改正をさせていただきたいと考えております。あとでまたご説明もさせていただくことになるんですが、

一番下の方に「教育委員会による管理」ということで、これは4月1日に改正、追加になった条文でございます、「教育委員会による管理」、この辺りが27年度の教育委員会の方で承認いただき、市長の方に申し出た内容になります。

それでは、続きまして2枚目の「青年の家条例施行規則の一部を改正する規則案」の方のご説明をさせていただきますと思います。

こちらの方は、すみませんが7ページ目をご覧くださいと思います。

「新旧対照表」の方で説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表で今回追加させていただく条文といたしまして、「附属設備等の負担額」第7条の2、青年の家の施設の附属設備の使用にかかる負担額および光熱費などの実費負担額については、別に教育委員会が定める。

ということで、青年の家の方は今まで定めがなかったのですが、星の里いわふね、星田西、その他の施設ではこの負担額の記載がございますので、今回、青年の家の規則を定めるにあたりまして、この辺りの提示をさせていただきたいと考えております。

続きまして、「教育委員会による管理」第12条の2、条例第4条の規定にかかわらず、ということから始まります。教育委員会による管理ということで、青年の家が先ほども話にありましたように、体育文化協会の解散などに伴いまして来年度によりこちらの青年の家の管理業務が予算の指定管理より、直営に戻すことになっております。この辺りで、この規則の方も整理をさせていただきたいと考えておりまして、まず、指定管理とあるところ、第2条中の「指定管理」を「教育委員会」と読み替えることと、直営の場合「使用料」を「利用料金」と読むのはいけませんで、これも地方自治法の決まりで「使用料」という風に改めるという規定がありますので、その「利用料金」を「使用料」と改めるということです。

それでは具体的にどのような改正になるかをご説明させていただきます。12ページ目をご覧くださいと思います。

まず、第2条の一番下のほうに「青年の家規則案」といたしまして、また条例第4条に規定する指定管理者は必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、利用時間を変更することが出来る。この条文を追加させていただいております。

先ほどの12条の協議会規定の方で、この辺りが教育委員会が直営の場合は読み替えるということでございます。

第3条で関係するところは、指定管理者というところを教育委員会という風になります。

第4条の利用料金、こちらの方も使用料。第5条の利用料金というところも、教育委員会が行う場合は使用料という風になります。

13ページ目をみていただきまして、3項「利用料金の減免を受けようとする」ところも「使用料」という風になるわけでございます。

続いて、中段より下の方にいっていただきまして、今回新たに追加するところですが、「附属設備等の負担額」ということで、第7条2、青年の家の施設の附属設備の使用にかかる負担額および光熱費等の実費負担額については、別に教育委員会が定める。ということで、また4項のほうでそちらの方は定めて参りたいと考えております。

14ページ目にいっていただきまして、新たに追加するもう一つの文章でございますが、一番下の方に「教育委員会による管理」ということで、第12条2項というところで、先ほど私が第2条であるとか第4条の利用料金であるとか説明させていただいた内容を示してあります。

16ページ目に移っていただきまして、16ページ目の別表こちらの方も利用料金表、青年の家利用料金表というところが先ほどの12条の方にはこの別表を、この利用料金表の「利用料金」を「使用料」に読み替える、表中の「料金」というのも「使用料」という風に読み替えるとなっております。

続きまして、17ページ目の移行がございまして、こちらの方

の「利用料金」も「使用料」に読み替えさせていただきます。

それと、先ほど50,000円を80,000円にしたいということで、提案をさせていただいておりますが、こちらの区分の方に、これまで青年の家の方では「市外料金」の設定がございませんでした。今回、武道館を頂くにあたりまして、武道館には市外料金の設定もあります。それと、生涯学習諸館の施設にも、社会教育課が管理しております施設におきまして、星の里いわふねでありますとか、星田西総合体育施設も「市外料金」の設定をさせていただいておりますので、今回新たにこのような区分の設定をさせていただきたいと考えております。

小中学校が利用する場合、市民等0.5倍、市民等以外はそのまま。市民等以外が利用する場合は1.5倍。

入場料、整理券などの料金を徴収して利用する場合、アマチュアの場合は1.5倍。アマチュア（市民等以外）の場合は3倍。アマチュア以外の場合は5倍ということで、この5倍をとって、この上限額が5倍以上取りますことから、先ほど80,000円の設定をさせていただきました。

大きな変更点、追加点というのは、この備考の利用料金の倍率もでございます。

続きまして、18ページ目にいっていただきまして、18ページ目の備考中の、こちらの備考も先ほどと同様でございまして、体育文化施設、武道施設、両方とも同じ倍率設定にさせていただいております。

なお、この備考中の「利用料金」というところも、「使用料」に読み替えるということです。地方自治法の規定にそのような規定がされておりますので、設定をさせていただきたいと考えております。

続きまして、児童センターでございまして、こちらの方も1ページをご覧いただきたいと思います。

児童センター設置条例施行規則の一部を改正する規則、これも先ほど青年の家の読み替え規定、青年の家の第12条の2と同じ内容でございまして、「指定管理」を「教育委員会」に読み替える。「利用料金」とあるところを「使用料」と読み替える、というような内容でございます。

続きまして、「いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」案の方も、同様の内容になっております。1ページ目をご覧いただきたいと思いますが、「教育委員会による管理」こちらの1条を加えたというような提案でございまして。

続きまして、「星田西体育施設」こちらの方も、1ページ目をご覧いただきたいと思いますが、同様の改正提案でございまして。

最後の「総合体育施設」でございまして、こちらの方も改正の趣旨はおなじでございまして。少し長くなっておりますのは、別表中に専用や一般、個人利用、プール特殊料金、トレーニング会員利用料金、スイミングスクール会員利用料金、がありますので、条文は長くなっておりますが、改正内容といたしましては、「利用料金」は「使用料」と改めたいという内容でございまして。

9ページ目をご覧いただきたいと思いますが、別表の方に1. 市民体育館(1) 専用利用料金、こちらの専用利用料金を仮に市が直営になった場合、「専用使用料」と読み替えるということでございます。9ページの備考の「利用料金」も「使用料」と読み替えると。

10ページ(2) 一般開放利用料金、11ページ目の2. 市民プール(1) 個人利用料金、(2) プール特殊利用料金、12ページ目の3. 市民グラウンド(1) 専用利用料金、この辺りも同じでございます。「専用利用料金」を「専用使用料」に読み替え

る内容でございます。

また、それぞれの備考にあります「利用料金」も全て教育委員会が行う場合は「使用料」という風読み替えるという規則の改正案でございます。

以上、議案第40号より45号までの、議案の提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ審議よろしく願いいたします。

八木教育長 はい。たくさん内容でございますが、簡単に申しますと「利用料」と「使用料」の話なんですが、一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか？

はい、森脇委員。

森脇委員 教育長にちょっとお伺いしたいのですが、今これだけの資料を用意して皆さんに配って。いま、説明を聞いていたのですが、これは決まった言葉ではないんですか？たとえば、「利用料金」を「使用料」と変えるのは、どうなんですか？という議論をするものではないですよ？これは市の管轄した場合はこういう言葉になりますよ、という決まったことではないですか。

例えば、「指定管理者」を「教育委員会」にするのは、これは決まっていることであって、ここで議論する内容のことではないのですか？

八木教育長 ただ、規則改正ですから。

森脇委員 そういう決まっていることをされているんですけど、ですけど、普通に考えて無駄な時間だと思うんです。

思われませんか？そんなことないですか？わたしがおかしい？

尾崎教育長職務代理人 大変煩雑ではございますね。確かに。ご指摘のとおり。

森脇委員 煩雑というより、無駄な時間。

尾崎教育長職務代理人 ただ質問がございます。

地方自治法に照らして、指定管理者が教育委員会になったもので、つまり「利用料金」であるとか「利用～」というものを、「使用～」という文言に変えなければならない、ということについて、例えば、「他の利用者が利用するとき」という文言については、使用に変える必要はないんですね？

その法的根拠は？

真鍋課長 それは、地方自治法の解説の方に、条例の時もそのような議論があったのですが、同様に「利用」のところを「使用」に変えなくてよいと。あくまでも、そこは「利用料」というところを「使用料」というところだけ、読み替えるということになっておりますので、わたしもそこは・・・

尾崎教育長職務代理人 これが行政文書ですね。

森脇委員が指摘されるのはよくわかりまして、一般的な常識からいうと変なんですよね。「利用者は使用料金を払う」というのは、祖語が生じるんですよね、一般国語的に申しますと。

だけど、それが行政であり法でありまして、森脇委員のお怒りは非常に私もわかります・・・

森脇委員 いや、怒っているのではなくて、もったいないなと。

ただ、こういう風に、「この言葉をこうしました」で済むことなのにな。と思っただけです。

でも、これからもしなくてはいけないんですよね。こういうことは。

八木教育長 一応、そういう会議ですから。

尾崎教育長職務代理者 一応とは思いますが、出来るだけ短縮していただけたら有難いです。

森脇委員 そうですよ。

亥埜委員 新旧対照表だけでも良い気がします。

森脇委員 はい、もうそれで良いです。

亥埜委員 全部貰わなくても。

八木教育長 それよりも本当は、実は僕が提案する前に担当と話したんですが、指定管理者が教育委員会に代わる可能性があるのかが大事ではないのかな。どういうケースを想定してこういう条例改正を出すんだい？と最初に聞いたんです。いま、指定管理者がやっているんですからね、現に。これからもやるんですけども。

ただ、それがなぜ教育委員会が直営になることがあるの？というそういう疑問を僕は持ちました。

亥埜委員 ただその件については、青年の家の直営化ということが、教育委員会の上で事務局からされてますので、教育長の口からそれを言われても・・・

中井委員 ただそれよりも、総括的な話として教育センターも含めて、教育センターも当初は効率化・省略化ということの話が現実的にはなかなか現在何年かにわたって、やはり従来よりもコストがかかる運営、これは事実ですよ。

今回青年の家を直営化することによって、いわゆるこれは社会教育課で管理されるわけですよ？全体的なコストは上がるん

ですか？下がるんですか？

それをまず聞きたいんです。それともコスト以外の条件としてこれはやはり体育文化センターを解散することによって直営化、それと今後のことも含めて直営化、という今後のことも含めてお聞きしましたけれども。

総評的にはどうなんですか？

いわゆる、体文協の人を従来通り余分に抱えないといけないとか、そういう話。今回の給食センターの人もそうですよね。本来ならばあれですけど、前の人を抱えることによって、年間5,000万円か6,000万円コストアップになっているとお聞きしまして、ええという話になったと記憶しております。

今回これは青年の家の直営化に伴って、全体コストはどうなっていますか？収支というとおかしいかもしれませんが。

松川部長 コストにつきましては、次年度の予算に向けて精査しているところですので、いますぐに幾らだとかどうこうは出てこないんですけど、予算要求の中でいずれ出てくるのかなと。

八木教育長 他に何かありますか？

森脇委員 かたちになっているものが多いなあと思って。

亥埜委員 武道館のことにちょっとこだわっているんですけど、あれはもうメンテナンスでいくんですか？建て替えとかは考えてないんですか？

松川部長 基本的に鉄筋コンクリートなんで、一応躯体的には50年はいけるのかな、ということで。先ほどありましたように30数年たっているというところで、基本的にはメンテナンスでいけるかなと。ただ、施設の在り方、全体の市の在り方の検討の中で、また数年後出てくるのかなと思います。とりあえずはメンテナンス

で。

亥埜委員 相撲とかも土俵がボロボロになっているから、あの辺も綺麗にして相撲部屋でも呼べるくらいのもを作ってはどうか。

八木教育長 一括としての質疑は他にございませんか？
よろしいですか？

では、ちょっと手続的な話なのですが、議案ですので、一つずつ承認の手続きをさせていただきますから、よろしく願いいたします。

それでは、議案毎にお諮りいたします。

まず、議案第40号「交野市立青年の家条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

はい、異議なしと認めます。

続きまして、議案第41号「交野市立青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長 はい、異議なしと認めます。

続きまして、議案第42号「交野市立児童センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長 はい。では続きまして、議案第43号「交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長 はい、では続きまして議案第44号「交野市星田西体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長 はい、続きまして議案第45号「交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長 はい。異議なしと認めます。よって、本件につきましては原案のとおり承認されました。

 以上で、日程7議案第40号から日程12議案第45号までの審議を終わります。

 これをもちまして、10月第12回教育委員会定例会議に付されました案件の全てが終了いたしました。

 ありがとうございました。

 続きまして協議会に移らせていただきます。

 事務局よろしく申し上げます。

中井委員

すいません、ちょっとよろしいですか？

動議ではないですが、ちょっと気が付いたことがあります。

先程の会議記録、これは皆さん異議なくして会議規則が出来たんですが、一番最後の、特に尾崎委員が国語専門ですのでお聞きしたいんですが、先ほどの「前項の規定に関わらず法第14条第7項但し書きの規定に基づき、公開しない事とした事件にかかる部分の記録は行わない。先ほどの会議規則をみていただけますか。会議規則（案）。

亥埜委員

何条ですか？

中井委員

第21条2

会議録には次の掲げる事項を記載しなくてはならない。こういう風には書いていますね。いわゆる記載が大原則ということですね。ただ、法14条第7項の但し書きで、公開しないことが非常に限定的に定められている。ちなみに、第4条をみたら、いわゆる教育委員会の会議は公開する、ただし人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決した時はこれを公開しないことが出来る。と非常に限定的にいわゆる公開しない原則が書かれているんです。

その後、いわゆる議事の往々の中に書かれていない文章、その他教育長が必要とみてる記録は行わないものとする。こう追加されているんですよね。これいわゆるこの意味をちょっと・・・ということは公開しないことは非常に限定的に、公開は原則で、公開しないということは但し書きで、いわゆる3分2以上の多数で議決したいときは公開しないことが出来る、と非常に厳しい但し書きがあるのに、その後に教育長が必要とする部分の記録を行わないものとする。非常に、これは・・・

これはどういう理由でつけられたのか。といいますと、法律では3分の2の多数で議決した時は公開しないという非常に厳しいことを言っているのに、その後で教育長が必要と認めたら、法

第14条の第7項の但し書きなんか不要ですよ。

いわゆる教育長が記録しないと言えどどんなことでも記録しないことになってしまう。これはどうなんですか。

何をいわんかとしてるかという、会議録には記載しなくてはならないという項目があるんですよ。ただ非常に限定的に尚且つ3分の2以上の多数で議決だと公開しないことが出来ると書いてある。でもその後ですね、教育長が認めたら記録しないんだという、非常にこれで規制を緩めてしまっている。

これは国の場合はよくパッと作ることがある。

松下教育次長 法律や条例とかでよく使われております。いわゆる行政文書の言い回しです。

中井委員 行政文書なんだろうけど、これをやってしまうと法律的に問題になるのではないだろうか。

法律的に問題ではなくて、法律的には問題にならないだろうけど、これはいわゆる公開が原則という中でこれを認めてしまうと・・・

森脇委員 権限に関する問題では。

松下教育次長 当然3分の2以上の議事が、議事というか可決があって、非公開に出来るという文がありますよね。それは非公開の部分であって、当然非公開の部分については記録しないという原則があるんですが、会議を公開していても、例えばプライバシーに関する発言があって、その部分を公開にすると、不都合がある場合があるので、そういったときは教育長の権限でその部分は記録しないことが出来るような、規定なんですけども、法令文書ではよくあることです。行政的な話なんです。

中井委員 そうですよ、行政的ですよ。

善意的に解釈したら良いだろうけど、恣意的になぜこれが3分の2議決とか書いてあるかという、やっぱり教育長の恣意的な判断でそんなことが無いように書いてあるわけで。

松下教育次長　そこは3分の2で非公開にするような原則に準じたような分については、教育長の権限で判断できるというか、非公開に出来る記録しないように出来る。

中井委員　なぜこんなことを言うかという、前回の教育長の権限の中で業務委任も法律では非常に限定的で、この間の決議も見てもらったらわかるけど、教育長が議会で予算については事前承認を貰わなければならない。それについて事前承認をします。という限定的な業務委任を、全般的な業務委任だと。これは基本的には勘違いされていたと思うんだけど、そういう風な意味で・・・

松下教育次長　その部分は今、整理させて貰ってます。

中井委員　なので、そういう意味でその他、教育長がフリーハンドと読めるような文章は良くないと私は思うんですが、他の教育委員の皆さんどうですか？

基本的にはフリーハンドの文章ですよ？これは。

松下教育次長　いや、フリーハンドというか、限定的に規定してしまうと不都合や想定外なことが出てきた場合については、削除出来ないことになってしまいますので。

そこで例外規定を設けて、教育長の判断の中でプライバシーとか不都合が出てきた場合については記録しなくても良い、とここでは規定しているんです。

亥埜委員　原則論でいいんじゃないですか？

原則論で。

中井委員 いえいえ、原則論は公開ですよ。

亥埜委員 そうですよ。

中井委員 ただ、一番最初私が言ったように個人のプライバシーの問題とか、話の中で出る場合があるということで、それはどう処理するかということでこれ対応されたと思うんですが。

 いつも言うように、文章が一人歩きしますから。必ず。

 今は教育次長がそのような判断されていても、3年後5年後になった時に、これは教育長が必要とみなしたから公開しない、という、いわゆる「のり弁」みたいにならないように、懸念をしているということです。

松下教育次長 この会議も、この前にした会議も記録しておりますので、当然改正した時に遡ってきっちりとその解釈はしていきますので。

中井委員 わかりました。じゃあ、この会話は記録されるということではないんですね。

 ということで私は了解しましたが、皆さんは良いでしょうか？

森脇委員 はい、良いです。

尾崎教育長職務代理者 第7条との他の条文との関係があって、第7条においてそのように公開するにせよ、非公開にするにせよ、それは教育長が責任を持って行いなさい、我々委員がするものではなくて、そこに教育長にそういう仕事を明記してありますので、それとの関連で第21条の第2項は受け止める必要があって、先ほど教育次長がご説明なさったように、つまり我々3分の2で結審ないけれども、普通に考えてこれは非公開にしなければならないということに漏れがあった場合、それは教育長の責任ですよ、と。

責任が明記されていて、その他教育長が必要と認める部分の記録は行わないこととする。というのは責任明記であると私は取りますので、そこに教育長がどちらにしても責任を負わなければならない、ということが明記されていると。

恣意的にというのは、運用できないというのが、基本的な善意解釈といいますか、そのものはそうなります、という。

例えば、第7条の傍聴および教育長の指示するもの以外の者を、議場の外へと・・・

中井委員 第7条とは法律の第7条ですか？

尾崎教育長職務代理者 交野市教育委員会会議規則の改正した第7条です。
これとの関連があると思います。

中井委員 ああ、私が言っているのは法律の第14条第9項で、教育長は教育委員会の会議の終了後、教育委員会規則の定めるところにより、その議事録を作成し、その様子を公表するように努めなければならない。という提案の中で、いわゆる議事録の公表をやっていかないといけない。議事録の公表の原則というのは、基本的にはこの法律の第21条に書かれているかなと。これが基本的な公開という。その原則の中で基本的な公開が原則の中で、ただ但し書きの中でいわゆる限定的に非公開の部分。3分の2の非公開の部分につきましては、議事録に出ない、それはいいんですよね。いいんです。基本的な原則公開の中で、いわゆる公開しない部分というのは非常に限定的に捉えた部分であって、それは教育長の義務というのは、いま仰った規則の第7条ではなく、第14条の公開に努めなければならないという話をしているんです。

尾崎教育長職務代理者 優先ですよ、それは仰る通りです。

中井委員 これは何故かという情報公開の流れの中で、学校も含めてで

すが、情報公開の流れの中で教育委員会。これは去年の法律から変わった段階の中できていると思います。

従って、情報公開が原則の中でいわゆる但し書きは限定されているのに、フリーハンドと捉えられるような文章を追加されているのはいかがですか、という事です。

その部分について、いま教育長がおっしゃったように、会議の中で解釈はされたわけですから、私はそれで一応了解します。

森脇委員 はい。

教育長 はい、これで終わります。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
